



山形県公報

令和6年4月9日(火)
第493号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……457
- 同……………(同) ……458
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の  
指定……………(同) ……459
- 山形県国民宿舎竜山荘の利用料金……………(観光交流拡大課) ……同
- 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日……………(同) ……同
- 山形県県民の海・プールの利用料金……………(同) ……460
- 山形県観光情報センターの開館時間……………(同) ……464
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……465
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……466

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) ……同
- 同……………(同) ……468

## 告 示

### 山形県告示第310号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地              | 障害児通所支援の<br>種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|-----------------------------------|--------------------------|----------------|-----|------------|
| 合同会社Step by Step<br>米沢市泉町二丁目3番10号 | りのーる のあ<br>米沢市泉町二丁目3番10号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 10名 | 令和 6. 4. 1 |
| 合同会社Step by Step<br>米沢市泉町二丁目3番10号 | りのーる のあ<br>米沢市泉町二丁目3番10号 | 児 童 発 達 支 援    | 10名 | 同          |

**山形県告示第311号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|-----------------------------|------------|-----|------------|
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらフ<br>米沢市広幡町成島1027番地 | Reはーと そらえ<br>米沢市直江町10番20-4号 | 放課後等デイサービス | 10名 | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第312号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地              | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|--------------------------|------------|------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市みはらしの丘四丁目15番地3 | ゆうあいくらぶ<br>南陽市宮内1204番地の3 | 保育所等訪問支援   | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第313号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|-----------------------------|------------|------------|
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらフ<br>米沢市広幡町成島1027番地 | Reはーと てらす<br>東置賜郡高島町大字高島543 | 保育所等訪問支援   | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第314号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                              | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|-------------------------------------|------------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488 | 白鷹町社会福祉協議会障害福祉サービス事業所<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488 | 居 宅 介 護     | 令和 6. 3. 31 |

**山形県告示第315号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地             | 指定年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------|------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市宮町一丁目3番36号 | だりや<br>東置賜郡川西町大字高山1913番 | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第316号**

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分 |                       | 利 用 料 金 |        |
|-----|-----------------------|---------|--------|
| 宿泊  | 一般                    | 1人1泊につき | 3,840円 |
|     | 小学生                   | 1人1泊につき | 3,130円 |
|     | 幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。） | 1人1泊につき | 1,560円 |
| 休憩  | 一般                    | 1人1回につき | 1,210円 |
|     | 小学生                   | 1人1回につき | 610円   |
| 会議  | 30畳を超える室              | 1室につき   | 7,480円 |
|     | 20畳を超え30畳以下の室         | 1室につき   | 5,220円 |
|     | 10畳を超え20畳以下の室         | 1室につき   | 2,970円 |
|     | 10畳以下の室               | 1室につき   | 1,480円 |

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

**山形県告示第317号**

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

| 区 分              |        | 開 館 時 間       |
|------------------|--------|---------------|
| 7月1日から8月31日までの期間 |        | 午前9時から午後8時まで  |
| その他の期間           | 日曜日    | 午前10時から午後6時まで |
|                  | 土曜日    | 午前9時から午後8時まで  |
|                  | 上記以外の日 | 午前10時から午後8時まで |

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

3 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第318号

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分    |    | 利 用 料 金     |                           |           |         |
|--------|----|-------------|---------------------------|-----------|---------|
| 個<br>人 | 一般 | 回数券による利用の場合 | 1人11回につき                  | 6,000円    |         |
|        |    |             | 1人22回につき                  | 10,800円   |         |
|        | 一般 | 回数券による利用の場合 | パスポート（1年間）による利用の場合        | 1人1年につき   | 32,000円 |
|        |    |             | パスポート（半年間）による利用の場合        | 1人180日につき | 17,600円 |
|        |    |             | パスポート（3月間）による利用の場合        | 1人90日につき  | 9,700円  |
|        |    |             | パスポート（高齢者）（1年間）による利用の場合   | 1人1年につき   | 25,000円 |
|        |    |             | パスポート（高齢者）（半年間）による利用の場合   | 1人180日につき | 13,800円 |
|        |    |             | パスポート（高齢者）（3月間）による利用の場合   | 1人90日につき  | 7,600円  |
|        |    |             | パスポート（障がい者等）（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき   | 25,000円 |
|        |    |             | パスポート（障がい者等）（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき | 13,800円 |
|        |    |             | パスポート（障がい者等）（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき  | 7,600円  |
|        |    |             | 夏季の利用の場合                  | 1人1回につき   | 650円    |

|     |                    |                   |         |      |
|-----|--------------------|-------------------|---------|------|
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき           | 540円    |      |
|     | 冬季の利用の場合           | 1人1回につき           | 490円    |      |
|     | 高齢者の利用の場合          | 1人1回につき           | 440円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき           | 440円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき           | 430円    |      |
|     | 夏季及び冬季以外の利用の場合     | 1人1回につき           | 土曜日等    | 650円 |
|     |                    |                   | 上記以外の日  | 590円 |
|     | 高齢者の利用の場合          | 1人1回につき           | 540円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき           | 540円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき           | 430円    |      |
| 高校生 | 回数券による利用の場合        | 1人11回につき          | 3,500円  |      |
|     |                    | 1人22回につき          | 6,400円  |      |
|     | パスポート（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき           | 19,500円 |      |
|     | パスポート（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき         | 10,700円 |      |
|     | パスポート（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき          | 5,900円  |      |
|     | 夏季の利用の場合           | 1人1回につき           | 430円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき           | 320円    |      |
|     | 冬季の利用の場合           | 1人1回につき           | 290円    |      |
|     | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき           | 270円    |      |
|     | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき           | 270円    |      |
|     | 夏季及び冬季以外の利用の場合     | 1人1回につき           | 土曜日等    | 430円 |
|     |                    |                   | 上記以外の日  | 350円 |
|     |                    | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 320円 |
|     |                    | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 270円 |

|        |                    |           |         |      |
|--------|--------------------|-----------|---------|------|
| 児童等    | 回数券による利用の場合        | 1人11回につき  | 3,000円  |      |
|        |                    | 1人22回につき  | 5,600円  |      |
|        | パスポート（1年間）による利用の場合 | 1人1年につき   | 15,900円 |      |
|        | パスポート（半年間）による利用の場合 | 1人180日につき | 8,800円  |      |
|        | パスポート（3月間）による利用の場合 | 1人90日につき  | 4,800円  |      |
|        | 夏季の利用の場合           | 1人1回につき   | 320円    |      |
|        | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 270円    |      |
|        | 冬季の利用の場合           | 1人1回につき   | 240円    |      |
|        | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 220円    |      |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 220円    |      |
|        | 夏季及び冬季以外の利用の場合     | 1人1回につき   | 土曜日等    | 320円 |
|        |                    |           | 上記以外の日  | 290円 |
|        | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 270円    |      |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 220円    |      |
| 団<br>体 | 一般                 | 夏季の利用の場合  | 1人1回につき | 520円 |
|        |                    | 冬季の利用の場合  | 1人1回につき | 490円 |
|        | 高齢者の利用の場合          | 1人1回につき   | 440円    |      |
|        | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 440円    |      |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 400円    |      |
|        | 夏季及び冬季以外の利用の場合     | 1人1回につき   | 土曜日等    | 520円 |
|        |                    |           | 上記以外の日  | 490円 |
|        | 高齢者の利用の場合          | 1人1回につき   | 440円    |      |
|        | 障がい者等の利用の場合        | 1人1回につき   | 440円    |      |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合  | 1人1回につき   | 400円    |      |

|        |                   |                   |         |      |
|--------|-------------------|-------------------|---------|------|
| 高校生    | 夏季の利用の場合          | 1人1回につき           | 350円    |      |
|        | 冬季の利用の場合          | 1人1回につき           | 290円    |      |
|        |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 270円 |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           | 250円    |      |
|        | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1人1回につき           | 土曜日等    | 350円 |
|        |                   |                   | 上記以外の日  | 290円 |
|        |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 270円 |
|        |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 250円 |
| 児童等    | 夏季の利用の場合          | 1人1回につき           | 260円    |      |
|        | 冬季の利用の場合          | 1人1回につき           | 240円    |      |
|        |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 220円 |
|        | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき           | 200円    |      |
|        | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1人1回につき           | 土曜日等    | 260円 |
|        |                   |                   | 上記以外の日  | 240円 |
|        |                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 220円 |
|        |                   | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 200円 |
| 親子     | 回数券による利用の場合       | 1組11回につき          | 7,900円  |      |
|        | 夏季及び冬季以外の利用の場合    | 1組1回につき           | 土曜日等    | 970円 |
| 上記以外の日 |                   |                   | 790円    |      |

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをい

う。)の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

- 7 この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- 8 この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 10 パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ当該区分に定める期間とする。

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第319号

山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前10時から午後6時まで

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 渡 邊 英 俊   | 最上郡最上町大字大堀253番地 |
| 同        | 菅 義 勝     | 同 法田185番地       |
| 同        | 佐 藤 嘉 信   | 同 793番地         |
| 同        | 五 十 嵐 一 春 | 同 向町729番地       |
| 同        | 阿 部 一 郎   | 同 月楯146番地       |
| 同        | 佐 藤 弘 一   | 同 向町349番地       |
| 同        | 中 嶋 寿 幸   | 同 若宮118番地       |
| 監 事      | 金 田 勝 雄   | 同 月楯304番地       |
| 同        | 寺 崎 靖 利   | 同 志茂430の3番地     |
| 同        | 須 貝 好 行   | 同 本城130番地       |



**山形県告示第321号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 渡 邊 英 俊   | 最上郡最上町大字大堀253番地 |
| 同        | 菅 義 勝     | 同 法田185番地       |
| 同        | 佐 藤 嘉 信   | 同 793番地         |
| 同        | 五 十 嵐 一 春 | 同 向町729番地       |
| 同        | 阿 部 一 郎   | 同 月楯146番地       |
| 同        | 菅 正 春     | 同 若宮173番地       |
| 同        | 佐 藤 弘 一   | 同 向町349番地       |
| 監 事      | 金 田 勝 雄   | 同 月楯304番地       |
| 同        | 寺 崎 靖 利   | 同 志茂430の3番地     |
| 同        | 須 貝 好 行   | 同 本城130番地       |

**山形県告示第322号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大谷地地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大谷地地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
南陽市役所及び高島町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年4月9日から同年5月10日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 大 久 保 啓 | 鶴岡市長沼字宮前73番地 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和6年5月28日（火） 午前9時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

##### (1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 250$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を250点、業務提案評価点を750点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

#### 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当

電話番号023(630)3198

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審

査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月24日（水）午後3時まで山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和6年4月24日（水）午後3時

ロ 業務提案書 令和6年5月14日（火）午後3時

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Basic plan formulation and basic design work about restructuring of the Yamagata Prefectural Government's central communication network: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 9:00 A.M. May 28, 2024
- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3198

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹サーバ等再構築及び運用管理業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和6年5月28日（火） 午前9時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹サーバ等再構築及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和12年8月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1) から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 総合評価落札方式に関する事項
- この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。
- (1) 総合評価の方法
- イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。
- $$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 250$$
- ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。
- ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を250点、業務提案評価点を750点とする。
- ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。
- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)3198
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月24日（水）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和6年4月24日（水）午後3時

ロ 業務提案書 令和6年5月14日（火）午後3時

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Reconstruction and operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server etc. : 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. May 28, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3198